

# 安全報告書

(2024 年度)



新日本ヘリコプター株式会社

本報告書は、航空法 第 111 条の 6 並びに航空法施行規則  
第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づき作成したものです。

# 目 次

|                                                              | 頁 |
|--------------------------------------------------------------|---|
| I. 安全を確保するための事業運営の基本的な方針 .....                               | 1 |
| II. 安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する事項 .....                      | 2 |
| 1. 安全確保に関する組織                                                |   |
| 2. 安全確保に関する組織の機能・役割及び人員                                      |   |
| 3. 安全確保に関わる会議体                                               |   |
| 4. 運航の支援体制                                                   |   |
| 5. 使用している航空機に関する情報                                           |   |
| III. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告 .....                           | 6 |
| 1. 航空事故及び重大インシデント                                            |   |
| 2. 安全上のトラブル                                                  |   |
| 3. イレギュラー運航                                                  |   |
| IV. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置 .....                         | 8 |
| 1. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する措置                             |   |
| 2. 事業改善命令、厳重注意、その他の文書による行政処分又は<br>行政指導を受けた場合に講じた措置、講じようとする措置 |   |
| 3. 2024 年度における輸送の安全状況に関する総括的な評価                              |   |
| 4. 2025 年度における安全目標                                           |   |
| 5. 2025 年度における主な安全衛生活動計画                                     |   |



## I. 安全を確保するための事業運営の基本的な方針

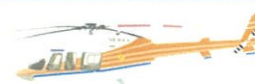
「安全は会社経営の基盤であり、  
最優先事項として推進します」

お客さまと社員の安全・安心の確保は経営の基盤をなすものであり、これを実現し維持することは会社経営の最優先事項です。

当社は、東京電力パワーグリッド(株)・中部電力パワーグリッド(株)をはじめ社内外の多くの方々のご理解とご協力の下で事業を行っており、その関係者一人ひとりが安全を最優先に考え行動することが、社内外の皆様のご理解を得ることに繋がります。

そのため、経営層および管理者が先頭にたって、全社員が一丸となって安全活動に積極的に取り組み「無事故・無災害」の達成を目指します。具体的な取り組みは以下を柱に推進していきます。

1. 法令・規程等の遵守
2. 全員参加によるリスクマネジメントの実施
3. 委託先との積極的なコミュニケーションの実施
4. 安全活動評価の的確な実施

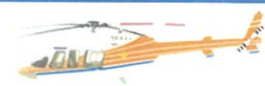
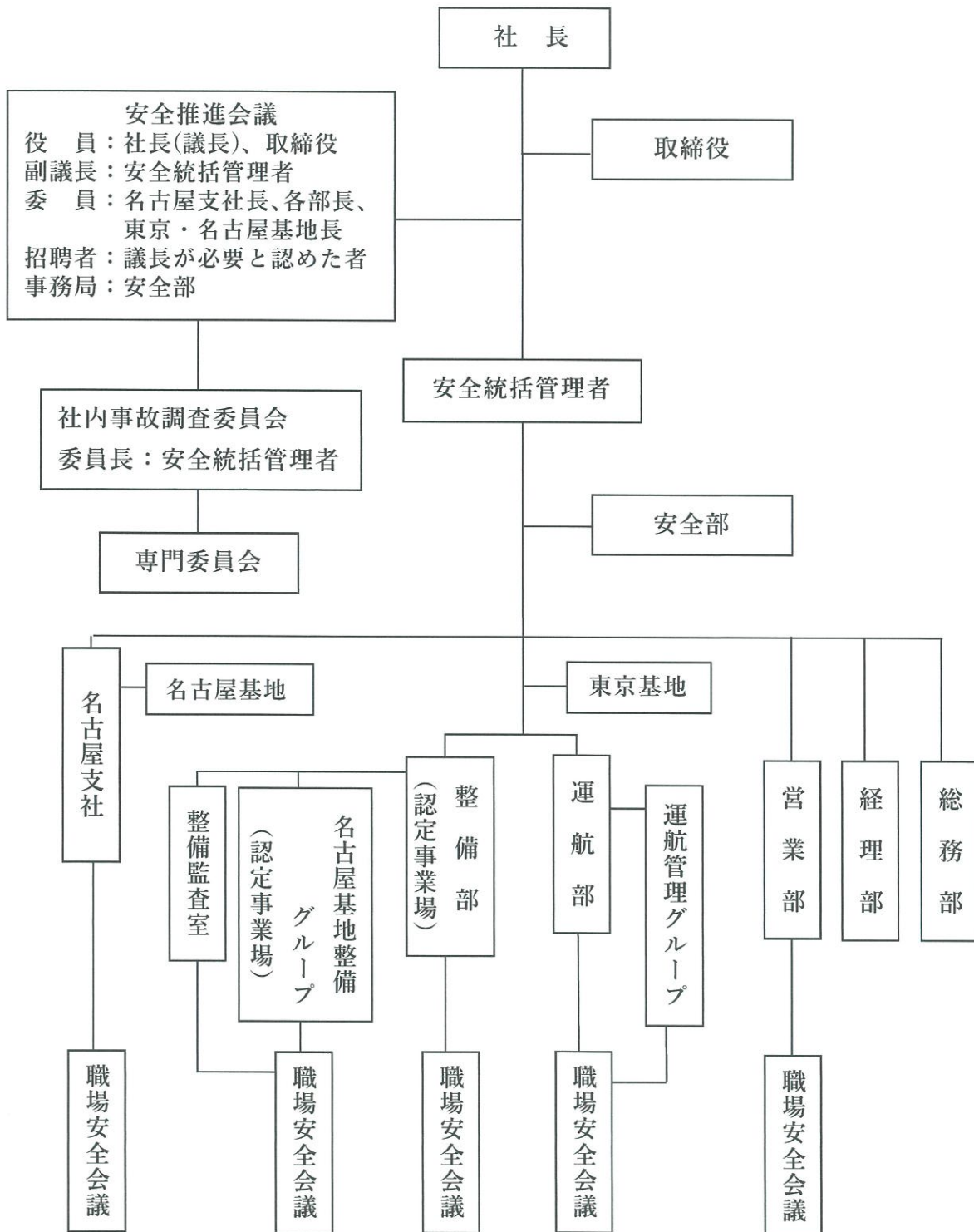




## II. 安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する事項

## 1. 安全確保に関する組織

安全管理組織図（2025 年 3 月 31 日現在）





## 2. 安全確保に関する組織の機能・役割及び人員

社長を筆頭とする組織体制及び各職位の権限並びに相互の命令系統を定めて安全管理体制を構築しています。

### (1) 社長

社長は、経営の最高責任者として安全の基本方針を明示し、安全上の重要事項に関し、安全統括管理者等の報告・意見を尊重しながら決定し、安全管理に必要な経営資源の確保と配分を行います。

### (2) 安全統括管理者

航空法第 103 条の 2 に基づき「安全統括管理者」を選任しています。

安全統括管理者は、安全管理の取り組みを統括的に管理する責任者として、安全に関する重要事項について経営上の意思決定に参画し、継続的な改善を推進します。

また、安全に関する重要事項について社長に報告するとともに各部署の責任者及び職場管理者等に対し安全に関する指導・助言、勧告、援助を行います。

### (3) 安全部長

安全部長は、安全管理推進部門の長として各部署における安全衛生活動計画について把握し適宜安全の啓発、指導、助言を行うとともに、これを集約し安全統括管理者に報告します。

社内外の安全に関する情報管理の責任者として事故、災害、ヒヤリハット等の安全に関わる情報の収集、蓄積、分類及び社内への周知を行います。

関係部門が実施する事象分析、再発防止措置を含む安全活動について、安全監査により適合性、有効性を確認し安全統括管理者に報告します。

### (4) 安全管理の責任者

部長をはじめとする各部署の責任者は、安全管理の各責任者として安全衛生活動計画に基づく安全活動を実施し、法令等の遵守を徹底し、不適合を認めた場合の報告及び速やかな是正措置を実施します。また、各部署、職場単位で開催される職場安全会議を主宰します。

### (5) 職場管理者

各部署のグループマネージャーは、グループメンバーを指揮、統括して安全衛生活動計画による継続的改善活動を主導、実践します。





## (6) 安全担当

各部署内に選任された安全担当は、各部署の責任者の指示により、職場の安全に関する情報の収集・提供を行うとともに安全対策等、安全確保に関する業務を実践します。

また、職場安全会議の事務局として、収集した安全情報を各部署の責任者に報告します。

## (7) 一般職員

一般職員は、自らの業務を遂行するにあたって、法令や社内規程等を遵守し、確実に実施するとともに、積極的にヒヤリハット、不安全の芽等の報告を行うことにより、事故未然防止等安全の確保に努めます。

## (8) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者 (2025 年 3 月 31 日現在)

- ・ 航空機乗組員 ..... 18 名
- ・ 客室乗務員 ..... 0 名
- ・ 整備従事者 ..... 46 名

## (9) 運航管理従事者及び有資格整備士 (2025 年 3 月 31 日現在)

- ・ 運航管理従事者 ..... 23 名
- ・ 有資格整備士 ..... 46 名

# 3. 安全確保に関わる会議体

## (1) 安全推進会議

経営に重大な影響を及ぼす恐れのある安全上のリスクをはじめ、安全に関わる重要事項を審議するとともに、必要な再発防止策及び未然防止策等を策定するための組織です。社長が議長となり常勤役員及び各部長等により構成され、原則として毎月 1 回開催しています。

## (2) 職場安全会議

各部署単位での安全に関する事項全般について、情報を共有化するとともに課題を討議・意見交換し、職場の安全確保を推進する場であり、原則として隔月 1 回開催しています。

## (3) 安全衛生委員会

労働安全衛生法に基づき設置され、従業員の労働災害の防止、健康の保持・増進、快適な作業環境作り等について調査、審議する委員会であり、原則として毎月 1 回開催しています。





#### (4) 社内事故調査委員会

当社で事故が発生した場合に設置され、安全統括管理者を委員長として事故原因を調査し、調査結果を安全推進会議に報告します。

### 4. 運航の支援体制

(1) 「乗組員、整備従事者、運航管理従事者の定期訓練及び審査」及び「運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制」については、国が規定する「運航規程審査要領：空航第 58 号」、「整備規程審査要領：空機第 73 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画審査要領（安全関係）：国空航第 1223 号、国空機第 1362 号」に基づき実施しています。

#### (2) 安全に関する社内啓発活動

- ・安全の日の集い
- ・経営層及び各部署による合同安全パトロールの実施
- ・定期巡視出発式（毎月）の開催
- ・ヒューマンファクターズ及び CRM 訓練等の安全教育
- ・安全教育の実施
- ・各種安全セミナーへの参加
- ・作業前における TBM-KY の実施

### 5. 使用している航空機に関する情報

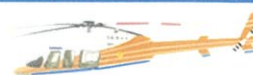
| 機 種         | 機数 | 座席数 | 平均年間* <sup>1</sup><br>飛行時間 | 導入時期* <sup>2</sup> | 平均機齢* <sup>3</sup> |
|-------------|----|-----|----------------------------|--------------------|--------------------|
| Bell 206L-3 | 2  | 7   | 160                        | 1989 年             | 35 年               |
| Bell 407    | 6  | 7   | 274                        | 2008 年             | 12 年               |
| Bell 427    | 2  | 8   | 196                        | 2002 年             | 24 年               |
| Bell 412 EP | 1  | 15  | 211                        | 2011 年             | 14 年               |
| AS 332L1    | 2  | 20  | 396                        | 1991 年             | 33 年               |

総機数 13 機 （2025 年 3 月 31 日現在）

\*1：有償飛行時間

\*2：導入時期は初号機

\*3：平均機齢は製造年からの経年数





### Ⅲ. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告

#### 1. 航空事故<sup>※1</sup> 及び重大インシデント<sup>※2</sup>

2024 年度は航空事故 1 件、重大インシデント 1 件が発生しました。 概要は次のとおりです。

##### (1) 物資輸送中における航空事故

JA6686 (AS332-L1 型機) にて生コン輸送作業中、地上に置かれていた型枠 (鋼製: 長さ約 6.5m、重さ約 140kg) がダウンウォッシュに煽られ、地上作業員 1 名に当たり当該作業員が負傷した航空事故の事案が発生しました。

##### (2) 物資輸送中における重大インシデント

JA6412 (Bell412-EP 型機) にて生コン輸送作業中、上空で生コンバケットが不時開放し、バケットに入っていた生コン約 700 k g を落下させた重大インシデントの事案が発生しました。なお、人身への被害はありませんでした。

##### ※1 航空事故

航空法第 76 条の 1 で定められている「航空機の墜落、衝突又は火災」、「航空機による人の死傷又は物件の損傷」等の事態が該当し、国土交通省が認定します。

##### ※2 重大インシデント

航空法第 76 条の 2 で定められている「航空事故には至らないものの、事故が発生する恐れがあったと認められるもの」で、滑走路からの逸脱、非常脱出、エンジンの推力損失及び物件を機体の外に装着し吊下げしている航空機から当該物件が意図せず落下した事態等が該当し、国土交通省が認定します。

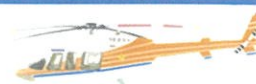
#### 2. 安全上のトラブル<sup>※3</sup>

2024 年度における安全上のトラブルは 4 件発生しました。 概要は次のとおりです。

##### (1) 航空機の着陸装置の不具合による「着陸装置の不確実な展開」(2 件)

・JA6720(AS332-L1 型機) の 500 時間点検及び 24 ヶ月点検後の試験飛行において脚下げ操作を行ったところ、脚が展開せず非常操作手順で脚下げ操作を行い着陸した事案が発生しました。

・JA6720(AS332-L1 型機) が場外離着陸場から東京ヘリポートへの空輸後、着陸時に脚下げ操作を行ったところ、脚が展開せず非常操作手順で脚下げ操作を行い着陸した事案が発生しました。





## (2) 航空機部品の脱落 (2 件)

- ・JA6686 (AS332-L1 型機) が場外離着陸場から名古屋飛行場への空輸後、飛行後点検において機体の部品 (テールローターハブのブーツ[皮タイプ]) が脱落していた事案が発生しました。

本事案は、空輸中に脱落したものと推定され、愛知県警察本部・三重県警察本部に連絡し被害届は出ていないことを確認しております。

(落下部品の大きさ約 13cm×5.5cm×7cm、重さ約 150g)

- ・JA6720 (AS332-L1 型機) が場外離着陸場から静岡ヘリポートに空輸時、機体に何かが当たる音がしました。特段の不具合は無く静岡ヘリポートに着陸しましたが、飛行後点検においてエンジン右側のカウリングストップのゴム 1 つが脱落していた事案が発生しました。

本事案は、空輸中に脱落したものと推定され島田警察署に連絡し被害届は出ていないことを確認しております。

(落下部品の長さ 55mm×幅 42mm、重さ 41g)

## ※3 安全上のトラブル (義務報告)

航空事故や重大インシデントには至らなかったものの、航空機の運航に安全上の支障を及ぼす事態で、安全上重要なシステムや非常用の装置が正常に機能しない事態、運用限界の超過、緊急の操作その他の安全上の緊急措置を要した事態が該当します。

## 3. イレギュラー運航<sup>※1</sup>

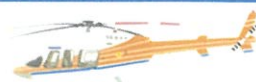
2024 年度におけるイレギュラー運航は 3 件発生しました。概要は次のとおりです。

### (1) 出発地に引き返した事案 (2 件)

- ・JA9847 (Bell206L-3 型機) が離陸のため高度を上げようと前進上昇したところ、離陸時最大トルクを瞬間的に超えたことから、念のため出発地に引き返した事案が発生しました。
- ・JA6410 (Bell407 型機) が空輸中、計器の一時的な指示不良が発生したため、出発地に引き返した事案が発生しました。

### (2) 離陸後に目的地を変更した事案 (1 件)

- ・JA6410 (Bell407 型機) が空輸中、計器の一時的な指示不良が発生したため、最寄りの場外離着陸場へ目的地を変更し着陸した事案が発生しました。





※1 イレギュラー運航

航空機の多重システムの一部のみの不具合が発生した場合などに、運航乗務員がマニュアルに従って措置した上で、万全を期して引き返し等を行った結果、目的地などの予定が変更されるものです（鳥衝突、被雷等を除く）。

一般的には、直ちに運航の安全に影響を及ぼすような事態ではありません。

## IV. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

### 1. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する措置

安全上の支障を及ぼす事態に対する措置については、航空安全監視システム(ASICSS)により事象の報告を行いました。

### 2. 事業改善命令、嚴重注意、その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合に講じた措置、講じようとする措置

2024 年度に受けた事業改善命令、嚴重注意、行政処分等はありません。

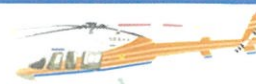
### 3. 2024 年度における輸送の安全状況に関する総括的な評価

2024 年度につきましては、基本ルールの再徹底に加え、法令及び社内規程類を遵守するとともに、過去の航空事故・重大インシデントに基づく再発防止対策の定着状況や、他社で発生した事故等を踏まえた安全諸施策の継続的な実施状況について、安全推進会議や社内安全監査等でその有効性の評価・検証等を行いました。2024 年度の目標達成状況は、「航空事故・重大インシデント」（目標 0 件/実績 2 件）、「安全上のトラブル」（目標 2 件/実績 4 件）で年度を終え、目標を達成することができませんでした。

今後、発生した事案の再発防止対策を確実に実践するとともに、予兆管理を行いトラブルの未然防止に努め、更なる安全意識の向上を図り、より一層強固な安全文化を築きあげてまいります。

### 4. 2025 年度における安全目標

安全の確保は会社経営の基盤であり、最優先事項であります。そのため、社長及び安全統括管理者をはじめとする安全管理の責任者が安全管理体制に主体的かつ積極的に関与するとともに、全社員が一丸となって安全を最優先に考え行動し「無事故、無災害」の達成を目指します。





- (1) 航空事故・重大インシデント発生件数 ..... 0 件  
(2) 安全上のトラブル発生件数 ..... 2 件以下

## 5. 2025 年度における主な安全衛生活動計画

当社の事業運営の原点は「安全」であり、今年度もすべての業務において「安全最優先」「コンプライアンスの徹底」を経営の両輪とすべく 2025 年度経営計画が策定されており、安全衛生活動計画は経営計画と一体のものとして災害発生ゼロを目指し、重点課題をはじめ各職場の課題について計画的に取り組んでいきます。

取り組みにあたっては年間を通じた計画的な活動を展開するとともに、過去の事故・災害事例に学び、日常業務の中にある危険要因を発見し、根絶する活動を徹底します。

また、安全担当による職場安全会議に加え、経営層を交えた安全報告会等による情報共有を密にし、経営層と現場が一体となって安全な職場を築いていくとともに、心身両面の健康維持増進に努めてまいります。

なお、各部署の安全衛生活動計画は、業務実施計画に反映し、適切に PDCA を回していきます。

### (1) 安全衛生活動全般

- ① ヒヤリハット・不安全の芽の収集や潜在リスクの洗い出しと対応策の検討・展開
- ② 社内外の関係個所と連携した計画的安全衛生活動の展開
- ③ 安全パトロールの強化による現場安全管理の再徹底
- ④ 安全教育・訓練の計画的実施
- ⑤ 安全諸施策の定期的評価・改善

### (2) 航空安全

- ① 過去の事故に基づく再発防止対策の継続的实施による類似災害の防止
- ② 航空事故・重大インシデント等の緊急事態発生時の体制強化
- ③ 航空保安業務の確実な実施
- ④ 社内外におけるコミュニケーションの強化
- ⑤ 航空従事者の飲酒に関する基準への確実な対応

